

議案第29号

北上市展勝地レストハウス条例

(設置)

第1条 展勝地の観光物産拠点施設として、来訪者の利便性向上に資するとともに、交流促進と地域産業の振興を図るため、北上市展勝地レストハウス（以下「レストハウス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 レストハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北上市展勝地レストハウス	北上市立花14地割21番地 1

(開館時間)

第3条 レストハウス（公衆トイレ、駐車場及び園地を除く。次条において同じ。）の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 レストハウスの休館日は、次のとおりとする。

(1) 12月から翌年3月までの月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にかかる場合は、その翌日）

(2) 12月から翌年3月までの国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び前号に規定する休館日に当たる場合は、その翌日）

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 市長が必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 次に掲げる行為を目的としてレストハウスの駐車場又は園地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 競技会、集会、展示会、博覧会及び興行その他の催しのため、全部又は一部を独占して使用すること。

(2) 物品の販売、募金その他の商行為（前号に掲げるものを除く。）をすること。

(3) 業（報道を目的とするものを除く。）として写真、映画又はテレビ等の撮影をすること。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他レストハウスの管理上支障があると認められるとき。

（使用の中止）

第6条 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を中止しようとするときは、市長に申し出なければならない。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用の許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) レストハウスの管理上必要があると認めたとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（行為の禁止）

第8条 レストハウスにおいては、レストハウスの管理に支障のある行為をしてはならない。

2 市長は、レストハウス内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、レストハウスからの退去を命ずることができる。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、許可と同時に徴収する。

（使用料の減免）

第10条 市長は、北上市公の施設の使用料等減免条例（平成22年北上市条例第25号）の規定により、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金）

第12条 市長は、第16条の規定により指定管理者を指定したときは、第9条に規定する使用料を利用料金として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、当該施設の指定管理者の収入として収受させる

ものとする。

2 第9条から前条までの規定は、前項の使用料を利用料金として、指定管理者の収入として収受させる場合に準用する。この場合において、第10条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の利用料金の額は、第9条の規定にかかわらず、別表に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、前項の規定により利用料金の額を承認したときは、これを告示しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

第7条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられ、又は使用の許可の条件を変更されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 レストハウスの施設又は設備等に損害を与えた者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第16条 レストハウスの管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、第1条の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に基づき、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) サービスの向上が図られること。

(指定管理者の指定等の告示)

第17条 市長は、法第244条の2第3項又は第11項の規定により、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若し

くは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

（指定管理者による管理の基準）

第18条 指定管理者の行うレストハウスの管理の基準は、次のとおりとする。

- （1） 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に基づき、適正に管理すること。
- （2） 取得した個人情報に適正に管理すること。

（指定管理者の業務）

第19条 レストハウスの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- （1） 第5条から第7条までの規定による使用の許可等に関すること。
- （2） 第8条の規定による行為の禁止に関すること。
- （3） レストハウスの施設及び設備の維持管理に関すること。
- （4） 地場産品又は飲食物の販売、自動販売機の設置その他レストハウスの施設の活用に関すること。
- （5） その他市長が定める業務

2 指定管理者は、次の各号のいずれかを行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

- （1） 第3条ただし書の規定による開館時間の短縮
- （2） 第4条第2項の規定による臨時の休館

3 指定管理者は、次の各号のいずれかを行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- （1） 第3条ただし書の規定による開館時間の延長
- （2） 第4条第2項の規定による臨時の開館

（事業報告書の提出）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。

- （1） 業務の実施状況
- （2） 使用の状況
- （3） 管理経費の収支状況
- （4） その他市長が必要があると認めた事項

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ資料の提出を求めることができる。

（補則）

第21条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の実施に必要な使用の申請及び許可は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。この場合において、市長が行った許可で現にその効力を有するものは、指定管理者が行った許可とみなす。

3 この条例の実施に必要な指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

区分	単位	使用料
競技会、集会、その他の催しのため、全部又は一部を独占した使用	1件1日	9,160円
展示会、博覧会及び興行のため、全部又は一部を独占した使用	1件1日	15,270円
物品の販売、募金その他の商行為（第5条第1項第1号に掲げるものを除く。）	1人1日	610円
業（報道を目的とするものを除く。）としての写真の撮影	1件1日	2,030円
業（報道を目的とするものを除く。）としての映画又はテレビ等の撮影	1件1日	6,110円

備考 1 第5条第1項各号に掲げる行為に際し、レストハウスの電気を使用する場合は、区分ごとの使用料に1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。

2 第5条第1項第1号の行為に際し、参加料、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合は、区分ごとの使用料を5倍した額とする。

令和6年9月5日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

展勝地来訪者の利便性向上に資するとともに、交流促進と地域産業の振興を図るため、北上市展勝地レストハウスを設置しようとするものである。